



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)

号外 第 53 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委訓令

職員の任免発令式の一部改正	(教育庁総務課)	1
教育職員の任免発令式の一部改正	(高校教育課) (義務教育課)	1

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 2 号

本 庁
 教 育 事 務 所
 埋蔵文化財調査センター
 教 育 機 関
 県 立 学 校

職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、職員について昇給等の発令を行う場合にあっては別表第 3 に定める昇給発令通知書に、昇任、配置換、転任、出向、転職、兼職、事務取扱、心得、併任、解除、休業及び職務復帰、駐在及び駐在の解除、派遣及び派遣の解除、派遣及び職務復帰並びに給料調整の発令を行う場合にあっては別に定める書面によることができる。

別表第 1 の の22を次のように改める。

22 変更

島根県教育委員会事務局 職員
 氏 名

1 週間当たりの通常の勤務時間を 時間に変更する

(注) 育児短時間勤務の承認をしたとき、当該承認が取り消され、若しくは失効したとき、又は当該承認の期間が終了したときに、当該育児短時間勤務に係る職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間を変更する場合に用いる。

附 則

この訓令は、平成20年 3 月31日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会訓令第 3 号

本 庁
 教育事務所

県立学校

教育職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

第5項ただし書を次のように改める。

ただし、教育職員について昇給等を行う場合にあっては別表第5に定める昇給発令通知書に、昇任、転補、転任、転職、出向、変更、給料調整、兼職、補職、併任、研修、解除、休業、休業の延長及び職務復帰並びに派遣及び職務復帰の発令を行う場合にあっては別に定める書面によることができる。

別表第1(その1)の8を次のように改める。

8 変 更

職 名 氏 名

1 週間当たりの通常の勤務時間を 時間に変更する

(注) 育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更するときに用いる。

別表第1(その1)の11を次のように改める。

11 兼 職

(1) 県立学校の職を兼ねる場合

職 名 氏 名

兼ねて島根県立 高等学校 に補する

(2) 市町村の職を兼ねる場合

職 名 氏 名

兼ねて島根県 市 公立学校 に任命する
郡 町(村)

島根県 市 立 小 学校 に補する
郡 町(村) 中

(注) 兼職の期間を限るものについてはその旨付記すること。

別表第1(その1)の17(4)に次のように加える。

キ 自己啓発等休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した

ク 自己啓発等休業承認の失効による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業承認の失効により職務復帰した

ケ 自己啓発等休業承認の取消による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業承認の取消により職務復帰した

別表第1(その1)の17中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 自己啓発等休業を承認する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第26条の5第1項の規定に基づき自己啓発等休業を承認する
期間は 年 月 日までとする

別表第1(その2)の11(2)中「(注)兼職の期間を限るものについてはその旨付記すること。」を削り、(2)の次に次のように加える。

(3) 県立学校の職を兼ねる場合

職 名 氏 名

兼ねて島根県公立学校 に任命する
島根県立 高等学校 に補する

(注) 兼職の期間を限るものについてはその旨付記すること。

別表第 1 (その 2) の15(4)に次のように加える。

キ 自己啓発等休業期間の満了による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した
ク 自己啓発等休業承認の失効による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業承認の失効により職務復帰した
ケ 自己啓発等休業承認の取消による場合

職 名 氏 名

自己啓発等休業承認の取消により職務復帰した

別表第 1 (その 2) の15中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 自己啓発等休業を承認する場合

職 名 氏 名

地方公務員法第26条の 5 第 1 項の規定に基づき自己啓発等休業を承認する
期間は 年 月 日までとする

別表第 1 (その 2) の25を次のように改める。

25 変 更

(1) 職名を変更する場合

職 名 氏 名

島根県 市立 小 学校 に補する
郡 町 (村) 中

(2) 育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間を変更するとき

職 名 氏 名

1 週間当たりの通常の勤務時間を 時間に変更する

別表第 2 兼職の項県立学校教育職員の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「県立学校の教育職員」の次に「又は市町村立学校の教育職員」を加える。

別表第 2 変更の項県立学校教育職員の欄に次のように加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第10条第 1 項又は第12条において準用する第 5 条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。

別表第 2 休業の項県立学校教育職員の欄を次のように改める。

育児休業法第 2 条第 1 項の規定により育児休業を承認すること、教育公務員特例法 (昭和24年法律第 1 号) 第26条第 1 項の規定により大学院修学休業を許可すること又は法第26条の 5 第 1 項の規定により自己啓発等休業を承認することをいう。

別表第3兼職の項市町村立学校教育職員の欄中「又は」を「若しくは」に改め、「他の市町村立学校の教育職員」の次に「又は県立学校の教育職員」を加える。

別表第3変更の項市町村立学校教育職員の欄に次のように加える。

育児休業法第10条第1項又は第12条において準用する第5条の規定により、育児短時間勤務の承認をし、当該承認が取り消され、若しくは失効し、又は当該承認の期間が終了した場合において、当該育児短時間勤務に係る職員の1週間当たりの通常の勤務時間を変更することをいう。

別表第3休業の項市町村立学校教育職員の欄を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の規定により育児休業を承認すること、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業を許可すること又は法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を承認することをいう。

附 則

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、平成20年4月1日から施行する。